

議案第97号

市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月11日提出

大田原市長 相馬 憲一

市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額の100分の45を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) (略)	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額の100分の45を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) (略)

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（期末手当） 第4条（略） 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額の100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略）</p>	<p>（期末手当） 第4条（略） 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額の100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)（略）</p>

（大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

(1)~(5) (略) 3~7 (略)	(1)~(5) (略) 3~7 (略)
------------------------	------------------------

第4条 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>3~7 (略)</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>3~7 (略)</p>

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例（以下「改正後の市長等条例」という。）及び第3条の規定による改正後の大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の市長等条例又は改正後の議員条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された

期末手当は、それぞれ改正後の市長等条例又は改正後の議員条例の規定による期末手当の内払とみなす。